（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第七十六条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第七十七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第六項第二号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第八号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第二十九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第三十九条第一項第二号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第七十八条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改め、「第二十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第七十九条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に、「及び第四十条の三の四」を「、第四十条の三の四及び第四十三条の七から第四十三条の十八まで」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第八十条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改める。

第三十条第一項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第八十一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十四号ホ中「第二条第二十三項」を「第二条第十九項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八十二条　施行日が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前条中「第五十条第一項第十四号ホ」とあるのは、「第五十条第一項第十五号ホ」とする。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第三号新金融商品取引法第百八十五条の七第十八項」を「金融商品取引法第百八十五条の七第二十項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

第八十四条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第百八十五条の七第二十項」を「第百八十五条の七第二十八項」に、「同条第十七項」を「同条第二十五項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第八十五条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「ヨまで」を「モまで」に改め、同項第三号中ヲをモとし、ノからシまでをクからヒまでとし、ヰの次に次のように加える。

ノ　特定非財務情報監査証明業者

オ　認定特定非財務情報監査証明業協会

第八十六条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中メを削り、ユをメとし、ナからキまでをラからユまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ　暗号資産管理関係業務提供者

第四条第一項第十六号中「及び」の下に「同法第二章から第二章の七までの規定による」を加える。

（権限の委任）

第八十七条　内閣総理大臣は、附則第七条第一項、第十条第一項、第三項及び第四項、第十七条第二項並びに第二十条第一項、第三項及び第四項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）

第八十八条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十九条　この法律（附則第一条第二号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第九十一条　電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二百十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り金融商品取引法第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。